

## 第 1 5 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年3月27日岩沼市役所6階第1会議室において、下記案件を審議するため、  
第15回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定                    |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名               |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第6 | 非農地証明願について               |
| 日程第7 | 特定農地貸付けの承認について           |
| 日程第8 | 農用地利用集積計画について            |

#### 1、出席委員

|      |       |      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2 番  | 渡邊 等  | 3 番  | 佐野 智幸 | 4 番  | 大友 信由 | 5 番  | 川村 雄治 |
| 6 番  | 長田 幸浩 | 9 番  | 鎌田 正治 | 11 番 | 長田 茂  | 12 番 | 渡邊 朗子 |
| 13 番 | 菅井 武雄 | 14 番 | 宮部 淳子 |      |       |      |       |

#### 2、欠席委員

|     |      |     |       |     |       |      |       |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 木皿 清 | 7 番 | 小田原 智 | 8 番 | 菅原 龍也 | 10 番 | 三品 英樹 |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|------|-------|

#### 3、農地利用最適化推進委員

|      |       |      |      |
|------|-------|------|------|
| 16 番 | 猪股 義広 | 19 番 | 鈴木 陽 |
|------|-------|------|------|

#### 4、事務局職員

|          |       |    |       |    |        |
|----------|-------|----|-------|----|--------|
| 事務局長事務取扱 | 古積 知明 | 係長 | 橘川 麻美 | 主事 | 佐々木 常行 |
|----------|-------|----|-------|----|--------|

## 1、同日午後1時30分開会

|                |   |                                                                                                                                                                                |
|----------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議              | 長 | ただいまから、第15回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は10名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。                                                                              |
| 議              | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。<br>(挙手全員)                                                                                                       |
| 議              | 長 | 挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。                                                                                                                                           |
| 議              | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、3番佐野智幸委員、4番大友信由委員を指名いたします。よろしく願いいたします。                                                                              |
| 議              | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。                                                                                                                      |
| 古積事務局長<br>事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、9件受理いたしております。今回報告いたします9件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                     |
| 議              | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。                                                                                                                                                        |
| 議              | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。                                                                                                                |
| 古積事務局長<br>事務取扱 |   | 議案書の3頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、宅地を分譲するため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。                            |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご                                                                                                                                               |

|                |   |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |   | 意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議              | 長 | ないようですので、報告第2号を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議              | 長 | 日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。                                                                                                                                                                                                |
| 古積事務局長<br>事務取扱 |   | 議案書の4頁から5頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、4件受理いたしました。中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては2組でございます。解約による土地の引渡期限の6か月以内に成立した合意でその内容を書面で明らかにしているものであり、当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。                                                   |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                                     |
| 議              | 長 | ないようですので、報告第3号を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議              | 長 | 日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。                                                                                                                                                                                                              |
| 古積事務局長<br>事務取扱 |   | 議案書の6頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、報告いたします。災害その他やむを得ない事情により、農地でなくなった土地の地目変更を行う際に農業委員会が交付するものとなっております。今回は、1件受理いたしております。非農地化の事由としては亡き父が平成5年に住宅建築をする際に、誤って住宅の一部を農地に建ててしまったものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。 |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                                     |
| 議              | 長 | ないようですので、報告第4号を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議              | 長 | 日程第7、議案第1号 特定農地貸付けの承認について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。                                                                                                                                                                                                    |
| 古積事務局長         |   | 議案書の7頁をご覧ください。議案第1号、特定農地貸付けの承認につ                                                                                                                                                                                                                               |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 取 扱     | <p>いて、承認申請が1件あったものについて、審議を求めるものでございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するものです。開設者は、貸付協定を市と締結しており、農業委員会では貸付規程の内容及び地域との調和について審議し、承認をするものとなっております。なお、承認にあたっては、都市計画への影響を確認することとなっております、都市計画課への協議を行ったところ、特に影響なしと回答をもらっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長         | <p>つづいて、担当委員から説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 猪 股 ( 義 広 ) | <p>3月24日に委員3名と事務局1名で現地を見てきました。1,194 m<sup>2</sup>の中を20 m<sup>2</sup>の50区画として、1区画4,000円で貸し付けることとなっております、杭を打って区画を分けるとのことです。場所は岩誓寺の東側であり、もともとは枝豆などを作っていたところであって、水は井戸水を使うとのことでした。区画20と区画21の間に排水のますがあって、鉄板でふさいでいるものの錆びていて危険な状況となっております、家族の子どもが来た際に上がらないように、対応が必要だと話しました。排水のますは、申請者が所有しているものではないため、事務局で所有者を調べて対応してもらおうとのことでした。農園の案内は、ホームページ等で行うとのことでした。また、東側に駐車場を設けて、耕耘機やトラクターが入れるスペースは取るとのことでした。周りも畑であって、迷惑は掛からないものと思います。ご審議のほどお願いいたします。</p>                                                                    |
| 推 進 委 員     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長         | <p>ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 橘 川 係 長     | <p>特定農地貸付けの承認に関する確認票をご覧ください。現地調査の際に農業委員会では何を確認するのかをまとめており、これをもとに現地調査を行っております。第3、特定農地貸付けの承認、次に掲げる事項に留意するものとして、「(1) 周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置にあるか」は、現場を見た際、農地と住宅が混在しており、一体的に耕作をできる場所ではないと委員さん達に判断していただいたため、支障は及ぼさないとしております。「(2) 周辺の農用地の利用の状況等によって、個別具体的に周辺の産業としての農地利用に与える影響、利用者の数等を勘案して妥当であるか」は、50区画と多めにとる計画としており、1人で2、3区画借りる方もいるとなると妥当な数であると思います。「(3) 特定の者のみに利用が集中することがないか」はホームページや看板等を道路沿いに建てて募集することから、特定の方を呼ぶということではないため、問題はないと思います。「(4) 貸付条件が違法不当でないか」は岩沼市に市民農園が2つありますが、25 m<sup>2</sup>で3,800円</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | から 4,000 円として、今回は 20 m <sup>2</sup> ですが、こちらについても貸付金額として著しく高い金額とは言えないため問題ないと思います。「借受者による農地の適切な利用を確保することができると認められるか」は、申請者がご実家を貸しており、そこにいる方が一緒に見回っていただけるため問題ないと思います。「申請農地について権利を有しているか」は、申請者の土地であり、「(5) 申請農地が小作地でないか」は、現在誰かが借りているわけではないため、問題ないと思います。これにより、現地を確認しておりました。 |
|               | 猪股推進委員からお話のあった、排水のますの件については、名取土地改良区の所有であったため、連絡を取り、蓋の交換を行うよう依頼をかけており、4 月から 5 月に対応する予定とのことで、危ない箇所については、応急処置をするとのことでした。                                                                                                                                                |
| 渡 邊 ( 等 ) 委 員 | 駐車スペースは確保しているのですか。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 橘 川 係 長       | 位置図に記載のとおり、駐車スペースは確保しております。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長           | 結構な広さでとってあるようです。20 台くらいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 橘 川 係 長       | おそらく 20 台くらいだと思います。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 渡 邊 ( 等 ) 委 員 | 母屋は誰の所有物でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 鈴木推進委員        | 母屋は相続を受けており、今は住んでいません。母屋の他に長屋があり、そこに貸事務所があり、誰かは常時いると思います。                                                                                                                                                                                                            |
| 渡 邊 等 委 員     | 申請者とはどのような関係でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 鈴木推進委員        | 親父の時代から営業関係で長屋を事務所として貸しており、そこに営業の人が来ているので、誰かは出入りしていると思います。                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長           | 事務局で補足は何かありますか。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 橘 川 係 長       | 母屋は申請者の所有で、母屋の隣に長屋があり、貸事務所として貸しており、市民農園は申請者が開設者となって、貸事務所にいる方が一緒に見回りをしていただけるとのことでした。                                                                                                                                                                                  |
| 議 長           | 他にご意見などありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 渡 邊 等 委 員     | 耕耘機などの資機材を置いたり、トイレは使わせてもらえるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 橘 川 係 長       | トイレは事務局が開いているときに使わせてもらえるとのことでした。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 鈴木推進委員        | 資機材を置いてよいかは確認しておりませんが、農園では資機材を持っていないため、農地を借りた人が資機材を持ち込むようになります。                                                                                                                                                                                                      |
| 渡 邊 等 委 員     | その都度、資機材を持って行って作業をするということになるのですね。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 鈴木推進委員        | 農地を借りた人が資機材を持ってきて、作業が終わったら持って帰るようになると思います。倉庫のようなものはありますが、置くことはできな                                                                                                                                                                                                    |

|                        |  |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |  | <p>いと思います。別に、管理してもらうようにお願いすることはできるかもしれませんが、自己管理になると思います。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長                    |  | 他に何かありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 川 村 委 員                |  | 排水のますがあり、危ないということで、名取土地改良区が話の中で出てきましたが、その経緯はどのようなものなののでしょうか。田んぼでもあったのでしょうか。                                                                                                                                                                                                   |
| 猪 股（ 義 広 ）<br>推 進 委 員  |  | ますの大きさは2m×2mくらいの大きさで、今はその上に鉄板が置いてあるが、錆びています。落ちたら危ないようなものであったので、その対策が必要になります。                                                                                                                                                                                                  |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |  | 位置図の2ページに図面がありますが、この住宅部分から左に行くと水路があり、おそらく、そこから前條線まで排水路が暗渠として続いており、ところどころますが付いていて、その一部分で口が開いていることから、改良区で塞いでもらうということでした。                                                                                                                                                        |
| 川 村 委 員                |  | 危ないということなので、早めに直してもらわなければならないのではないかと思った。直してから開設するべきではないかと思う。                                                                                                                                                                                                                  |
| 橘 川 係 長                |  | 市民農園に関連する部分については、改良区が危ないのですぐ直すとのことでした。他のところは、もう一度改良区に確認してもらうように連絡してみます。                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長                    |  | その他、何かご意見はありますか。                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        |  | （挙手なし）                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長                    |  | ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、特定農地貸付けの承認については、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。                                                                                                                                                                                                             |
|                        |  | （挙手多数）                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長                    |  | 挙手多数であります。よって、議案第1号、特定農地貸付けの承認については、申請のとおり承認することに決しました。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長                    |  | 日程第8、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。                                                                                                                                                                                                                               |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |  | <p>議案書の8頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が41件、231筆で、面積は526,583.52㎡、所有権移転が2件、4筆で、合計面積は10,962㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、3月27日を予定しております。以上でございます。</p> |

|         |   |                                                                                                                                                                                                        |
|---------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議       | 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の２８番、４１番及び所有権移転の１番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。最初に利用権設定の２８番に関しての質疑・ご意見をいただきますが、これは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、３番 佐野智幸委員は、除斥となります。</p> <p>（３番 佐野委員 退席）</p> |
| 議       | 長 | <p>それでは、利用権設定の２８番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。</p> <p>（挙手なし）</p>                                                                                                                                  |
| 議       | 長 | <p>ないようですので、お諮りいたします。議案第２号、農用地利用集積計画 利用権設定の２８番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手多数）</p>                                                                                                         |
| 議       | 長 | <p>挙手多数であります。よって、議案第２号、農用地利用集積計画 利用権設定の２８番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。</p> <p>（３番 佐野委員 着席）</p>                                                                                     |
| 議       | 長 | <p>佐野智幸委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。つづいて、利用権設定の４１番及び所有権移転の１番について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、６番 長田幸浩委員は、除斥となります。</p> <p>（６番 長田(幸浩)委員 退席）</p>                                                |
| 議       | 長 | <p>それでは、利用権設定の４１番及び所有権移転の１番について、質疑・ご意見をいただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>                                                                                                                              |
| 橘川係     | 長 | <p>事務局で事前に意見を賜っていることがありましたので、お知らせいたします。利用権設定の４１番につきまして、始期が令和８年５月２日となっておりまして、１年以上先のものを認めてよいのかというご意見がありました。こちらの方も皆さまにご審議いただければと思います。</p>                                                                 |
| 議       | 長 | <p>ご意見などございますか。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 渡邊（等）委員 |   | <p>どういう経緯でこうなったのかを知りたいです。</p>                                                                                                                                                                          |
| 橘川係     | 長 | <p>経緯としては、借り手と貸し手の間で合意のうえ、令和８年５月２日から貸し借りをしたいとのことでした。令和８年の５月１日までは他の方が借りる予定で、農地中間管理機構を通して賃借を行っており、その終期がきたら、自動的に所有者に農地が返ってくるので、その後に事前に話し合</p>                                                             |

|               |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |   | いをしている方に貸したいという意向があつて、このような契約になっております。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 渡 邊 ( 等 ) 委 員 |   | 令和 8 年に再度契約を結んでもらうのを待った方がいいと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 佐 々 木 主 事     |   | 令和 8 年 5 月 1 日までは他の方が借りていて、前もって申出があつたのですが、今月をもって、利用権設定の制度が法律の改正によって廃止されてしまうので、直前に契約をするとすると、基盤法のやり方ではなく、農地中間管理機構を通す以外なくなってしまう。そのため、前もって利用権設定を行っておきたいとのことでした。                                                                                                                                                          |
| 議             | 長 | この説明で大丈夫でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 渡 邊 ( 等 ) 委 員 |   | 納得しました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議             | 長 | その他は大丈夫でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 菅 井 委 員       |   | 前に借りている方とのやり取りはやっているのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 佐 々 木 主 事     |   | 現状の期限が到来した後のことについて、地権者と新しい借り手は、今の借り手には話してはいないようです。現状は、農地中間管理機構を通しての貸借となっているのですけれども、農地法第 3 条の賃貸借とは異なり、3 条の場合は解約の手続きを踏まない限りは自動的に更新することになっております。利用権設定と中間管理機構を挟んだ利用権設定は、期限が到来したら当然に農地を返すこととなっています。今回も令和 8 年 5 月 1 日をもって当然に地権者に農地が返るので、前の借り手側は借りることを念頭に置いておくべきではないという前提があつて、話しておく方が望ましいところではありますが、現状としてはお話をしていないというところでは。 |
| 議             | 長 | 現状ではお話していないとのことですがよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 菅 井 委 員       |   | 大丈夫です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議             | 長 | その他に質問はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|               |   | (挙手なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議             | 長 | それではお諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積計画 利用権設定の 4 1 番及び所有権移転の 1 番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。                                                                                                                                                                                                                                |
|               |   | (挙手多数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議             | 長 | 挙手多数であります。よつて、議案第 2 号、農用地利用集積計画 利用権設定の 4 1 番及び所有権移転の 1 番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。                                                                                                                                                                                                             |
|               |   | ( 6 番 長田幸浩委員 着席)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議             | 長 | 長田幸浩委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。つづいて、審議済みの利用権設定 2 8 番、4 1 番を除く利用権設                                                                                                                                                                                                                                               |

|   |   |                                                                                                                   |
|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | 定 3 9 件及び所有権移転 2 番について審議いたします。ご意見のある方は<br>挙手願います。                                                                 |
|   |   | (挙手なし)                                                                                                            |
| 議 | 長 | ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積計<br>画 利用権設定の 2 8 番、4 1 番を除く 3 9 件及び所有権移転の 2 番につ<br>いて、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 |
|   |   | (挙手多数)                                                                                                            |
| 議 | 長 | 挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農用地利用集積計画利用権<br>設定の 2 8 番、4 1 番を除く 3 9 件及び所有権移転の 2 番については、計<br>画案のとおりとすることに決しました。           |
| 議 | 長 | 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これ<br>をもって、第 1 5 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。                                               |
|   |   | 午後 2 時 2 3 分閉会                                                                                                    |

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和7年3月27日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 3 番 \_\_\_\_\_

委員 4 番 \_\_\_\_\_